

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4
氏 名 株式会社 北海道エコシス 代表取締役 鍛 治 彰 男 様

令和7年2月10日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	最終処分
	取り扱う一般廃棄物の種類	燃えがら、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、これらの一般廃棄物を処分するために処理したものであってこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物を除く）
営業所の所在地及び名称		中川郡豊頃町安骨389、390-1、391-1、392 株式会社 北海道エコシス とよころドーム処分場
許可期間		令和7年2月25日から 令和9年2月24日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	
	その他	

令和7年2月18日

豊頃町長 按田 武 